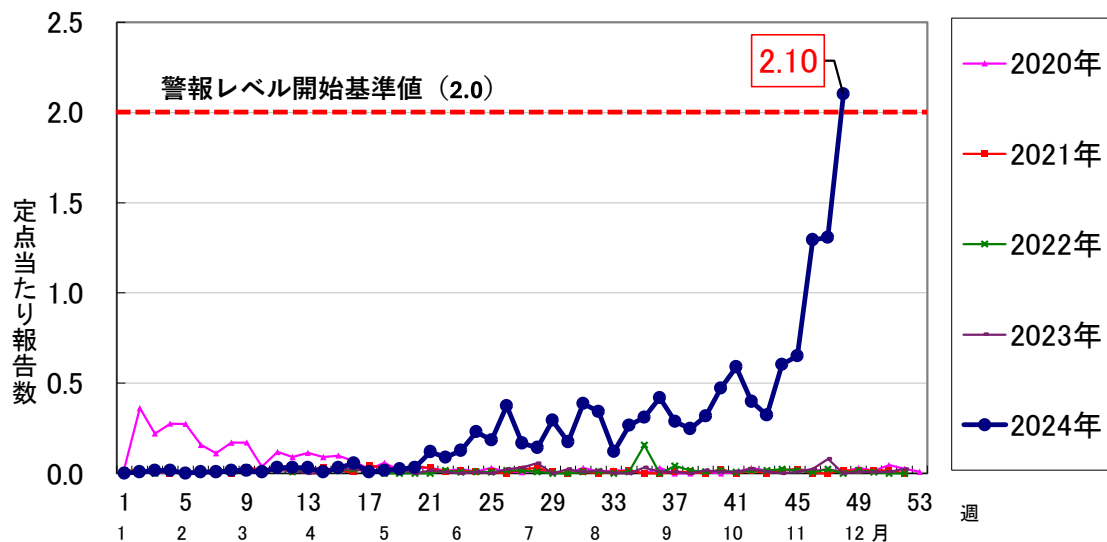


伝染性紅斑（リンゴ病）の流行について

本県では、令和6年第48週（11月25日から12月1日まで）における伝染性紅斑の定点当たり患者報告数が、「2.10」となり、国が定める警報基準値「2」を上回りました。

伝染性紅斑はウイルスによる感染症で、例年夏季に幼児、学童等の小児を中心に流行します。現在、県内で大きな流行が発生しているため、家庭、保育所、幼稚園、学校等において手洗いや咳エチケットなど感染防止対策の実施に努めましょう。

2020年から2024年(令和6年)第48週までの県内の伝染性紅斑の定点当たり患者報告数の推移



- ※ 定点当たり患者報告数とは、各定点において、1週間に診断した患者報告数を報告定点医療機関数で除した数
- ※ 県が指定した小児科を標榜する診療所等(小児科定点)を定点とし、その定点の医師が、伝染性紅斑の患者と診断した場合に保健所へ報告する。
- ※ 県において、警報基準値を超過したのは現行の感染症法が施行された1999年以降、初となる。

県民のみなさまへ

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルス B19 が原因で起こる流行性の発疹性疾患で、典型例では両頬に蝶翼状の紅斑が出現する特徴があり、リンゴのように赤くなることから「リンゴ(ほっぺ)病」と呼ばれることもあります。ほとんどの場合、合併症を起こさず自然に軽快しますが、妊娠中(特に妊娠初期)に感染した場合、胎児の異常(胎児水腫)や流産が生じることがあります。

【予防のポイント】

- ワクチンや特異的な治療方法はありません。自身がかからないため、人へ移さないために手洗いの励行や咳エチケットなど基本的な感染対策の実施を徹底しましょう。
- 特に、妊娠中あるいは妊娠の可能性のある方は、人混みや症状がある方との接触の機会は可能な限り避けましょう。

【参考】

伝染性紅斑（リンゴ病）とは

1 伝染性紅斑とは

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルス B19（Human parvovirus B19）を病原体とする幼児、学童等の小児に多い病気。例年夏季に患者が増加する傾向が見られ、6～7月頃に流行のピークを迎えることが多い。

2 症状

- 潜伏期間 10～20日
- 顔面（頬部）・四肢部の紅斑、発疹、発熱、関節痛、咽頭痛、鼻症状、胃腸症状、粘膜疹、リンパ節腫脹、関節炎など
- 予後は通常、良好。ほとんどの場合自然軽快する。妊婦の場合には、胎児水腫又は流産を起こすことがある。
- 一度感染すると、終生免疫が得られ、一般的に再感染しないとされる。

3 感染経路

- 飛沫感染、接触感染、血液製剤からの感染（稀）
- 発疹が出現する前の風邪様症状の時期が最も感染性が強く、特徴的な紅斑が出現した時点では、周囲への感染性はほとんどないとされる。

4 予防、治療

- 特別な治療法はなく、対症療法が行われる。
- ワクチンは開発されていない。
- 飛沫感染、接触感染の防止のため、手洗いの励行や咳エチケットの実施、人混みや症状がある方との接触を回避する。